平成２１年（フ）第５９号
岩手県宮古市末広町８番29号
債務者　辻橋　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２３８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸382番地14
破産者　有限会社奈良工務店
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部

破産手続終結

平成１７年（フ）第６７号
石川県七尾市白馬町八部５番地
破産者　株式会社在沢組
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１号
石川県七尾市満仁町ワ部20番地
破産者　あけぼの産業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１７年（フ）第５１７号
静岡県伊東市岡広町１番14号桝崎ビル201、前住所静岡県伊東市猪戸１丁目８番８号リーヴル伊東810号
破産者　升森　靖介
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１８２号
佐賀県鳥栖市儀徳町3032番地
破産者　野中　秀光
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３号
佐賀県鳥栖市古賀町432番地１　ラフィーネＩＴＯ五番館103号、住民票上の住所福岡県小郡市三沢5011番地144
破産者　米倉　信男
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１７号
札幌市白石区川下１条６丁目２番６―106号
破産者　大森　矩子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３５１号
青森県弘前市大字堅田５丁目15番地17
破産者　大瀬　裕子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３２号
福島県白河市北登り町24番地
破産者　上野　まき
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
三重県伊賀市法花656番地
破産者　山下　一夫
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第５０４７号
大阪市中央区十二軒町５番８号　ハタマンション302、前住所大阪市中央区十二軒町３番23号
破産者　西田　正志
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６７５８号
大阪市東成区中本５丁目12番26―712号、開始決定時の住所大阪市天王寺区玉造元町17番15号エトーレ真田山公園903号
破産者　白井　秀信
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９８１号
大阪府高槻市富田町６丁目14番20号
破産者　狭間　和夫
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８８３号
大阪市淀川区三津屋中２丁目15番３号
破産者　風季こと　貞平　佳乃
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多786番地５
破産者　水上　弘童
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第１４７３号
北九州市小倉南区下石田２丁目10番12号、開始決定時の住所北九州市小倉南区横代北町４丁目14番７号
破産者　吉里　政道
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部